

令和7年度

西栗倉村水質検査計画書

令和7年4月

～はじめに～

西粟倉村では、村民の快適な暮らしを支える水道を安定供給するとともに、良質な水道をご利用いただけるように努めています。そのための水質検査を合理的・効率的に実施するため令和7年度水質検査計画を策定しました。

水質検査は、適切な浄水処理を実施し、水質基準の適合状況を判断するために不可欠であり、水道水質管理上重要な役割を担っています。

本計画を村民の皆様を始め、関係者の方々にご活用いただくとともに、より安全で安心できる水道の供給についてご理解をいただければと思います。

(目次)

1. 基本方針	3
2. 水道事業の概要	3
3. 水源の水質状況	4
4. 水質検査を行う地点	4
5. 水質検査の方法	4
6. 水質検査項目と検査頻度	5
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法	5

1. 基本方針

本計画は、水道水が水道水質基準に適合し、安全であることを確認するための水質検査として、主として水道法第20条に規定する「定期及び臨時の水質検査」に係る内容を示すものです。

西栗倉村は、北部浄水場、中央浄水場、塩谷浄水場、引谷浄水場から給水しています。浄水水質検査は浄水場ごとに検査地点を設定し、村内4箇所で行います。原水水質検査は、水源物質が浄水処理に影響を与えるため、各浄水場で行います。

検査項目は、水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目や簡易項目とし、水質検査計画表のとおり行います。

● 水質基準項目（51項目）

人の健康の保護の観点又は生活上の支障を生ずるおそれの観点から必要な項目であり、水道法によって検査が義務付けられています。

● 水質管理目標設定項目

水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき物質（項目）であり、水質基準に準じ、必要な項目について水質検査を行い、知見を集積していくことが望ましいとされています。

2. 水道事業の概要

西栗倉村の水道は下記のとおり、4カ所の浄水場にて浄水処理を行い、給水を行っています。

	北部浄水場	塩谷浄水場	中央浄水場	引谷浄水場
浄水場の場所	大茅	影石	長尾	長尾
給水区域	大茅、坂根、猪之部	塩谷、谷口、影石	別府、中土居、下土居、筏津、知社	引谷
水源の種類	地下水			表流水
水源の名称	浅井戸			表流水
浄水方法	急速ろ過方式、除鉄・マンガン処理 塩素滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）			前処理沈殿槽 急速ろ過方式 塩素滅菌 （次亜塩素酸ナトリウム）

3. 水源の水質状況

(1) 水源について

村内4ヵ所の浄水場の内3ヶ所が地下水（浅井戸）、1ヶ所が表流水による取水を行っており、良好な水質です。

(2) 注意点と対策

①フッ素の含有量

- ・ 原水及び浄水に水質基準の1/10～5/10程度の地質由来のフッ素が含有しています。（有機フッ素化合物「PFAS・PFOS」とは異なります。）
- ・ フッ素には虫歯予防の効果があるとされており、厚生労働省も水質基準以下のフッ素添加を認めています。また米国では6割がフッ素を添加した水道水を飲み、世界約60カ国で添加されています。

以上のことから、上記程度の含有量では健康上に問題はありませんが、今後も継続して監視を続けていきます。

4. 水質検査を行う地点

(1) 検査地点

令和6年度まで継続して同一地点で採水を行っていることから、今後も同一給水栓で浄水場系ごとの採水を継続するものとし、水質の変動を長期的に検査し、実施します。

また、浄水の採水は給水者の使用水質を正確に把握するため、浄水場等で行わず、蛇口による採水とします。

5. 水質検査の方法

水質検査及び水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査項目は水道法第20条第3項の国が定めた検査機関に水質検査を業務委託します。

また、非常時に即時対応できるような体制を確立するためにも分析機関との連携は最重要とし、今後とも委託内容や精度管理を十分に精査するとともに、連絡体制を密にしてより良い形で水質管理ができるよう努めていきます。

6. 水質検査項目と検査頻度

令和6年度の水質検査については、水質基準の変更、過去のデータ等を鑑み、過去3年間の測定結果が基準の1/10以下であれば最大3年に1回以上、1/5以下であれば最大1年に1回以上、それ以上であれば年4回以上の測定が必要とされるため、次のとおり実施することとします。

- ① 短期的に高濃度となる恐れのある項目、過去の測定結果から監視が必要と思われる項目については、月1回以上の測定を行います。
- ② 過去3年間の測定結果で水質基準値の1/5を超える値を検出したことのある項目及び、新基準項目を給水栓で年4回以上の測定を行います。
- ③ 過去3年間の測定結果で水質基準値の1/5以下の値で安定している項目については、1年に1回の測定とします。
- ④ 過去3年間の測定結果で水質基準値の1/10以下の値で安定している項目については、3年に1回まで省略できますが、安全性の確認のため1年に1回の測定とします。
- ⑤ ホウ素は、海水を淡水化する場合に問題となる物質であるため、年1回の測定を行います。
- ⑥ ジェオスミン及びメチルイソボルネオールについては湖沼等の富栄養化に伴い発生する藍藻類によって産生される物質で、カビ臭などの異臭味障害原因物質ですが、本村では全ての浄水場において良質な原水の取水を行っており、水の長時間の停滞が考えられず、また、水道供用開始から異臭等も発生したこともありません。水質検査基準に則り1年に1回の測定を行います。
- ⑦ 原水池の状況に応じ、クリプトスポリジウムの指標菌検査を行います。
- ⑧ 農薬類については、岡山県内で最も使用されている次の7項目を選定し、年3回に分けて行います。
 - ・チオベンカルブ ・プレチラクロール ・イプフェンカルバゾン ・エトフェンプロックス
 - ・フサライド ・トリシクラゾール ・プロベナゾールなお、浄水場より上流へ農地が存在しない北部浄水場及び塩谷浄水場では実施しないこととしました。
- ⑨ 各水質検査結果が大きく変動したときや水質汚染・水質異常の恐れがあると思われるときは、必要な地点で臨時の検査を実施します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

(1) 水質検査計画及び結果

水質検査計画の策定及び水質検査結果は、広く村民に公表するために検査結果を窓口と役場ホームページにて閲覧可能にします。